

令和3年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和3年4月27日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 16時23分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
総務部長 森 有作	
教育政策室長 田中 一平	
教育政策室担当部長 荒木 孝之	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 佐藤 公孝	
庶務課長 日笠 健二	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
庶務課課長補佐 田中 誠志	健康給食推進室担当係長 郡司 真梨
庶務課担当係長 古野 喜一	健康給食推進室担当係長 間山 篤史
指導課長 細見 勝典	生涯学習推進課担当課長 豎月 基
指導課担当課長 五味 博	生涯学習推進課担当係長 高山 省吾
指導課担当係長 小川 大輔	総合教育センター総務室長 小嶋 健司
指導課指導主事 武田 弦	総合教育センター担当係長 栗須 正則
健康給食推進室担当課長 大島 健之	総合教育センター担当係長 弘田 喜紀
健康給食推進室担当課長 北村 恵子	カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲
健康給食推進室担当係長 國分 壘彦	こども未来局青少年支援室担当係長 成田 佳嗣
調査・委員会担当係長 長谷山 大介	
書記 畑山 拓登	

【署名人】 委員 田中 雅文 委員 高橋 美里

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 4名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第4号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第4号につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と高橋委員をお願いいたします。

6 陳情審議

陳情第2号（令和2年度） 令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情について

【小田嶋教育長】

それでは、初めに陳情審議に入ります。

「陳情第2号(令和2年度) 令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情」について審議いたします。まず、陳情者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたします。

では、お願いします。

【陳情者】

宮前区に住んでいます山本太三雄と申します。よろしく申し上げます。

陳情の内容が回っているかと思えます。それを、最初ちょっと読ませていただきたいと思います。

令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情。

陳情の趣旨。

2月9日、会場、教育文化会館6・7会議室、教育委員会の傍聴時の決裁のやり方について、変えていただきたく陳情いたします。

案件は陳情第1号（川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情）で陳情者の10分程度の意見陳述の後、各委員からの意見が述べられ、採決の際、通常の委員会、市議会等の委員会ですけれども、であれば、委員長が各委員に採択か不採択かの採決の意思を確認し、委員長が採択何人、不採択何人と数を確認した後、多いほうの採択を決めるものだと思って傍聴していました。

しかし、この日の採決の方法は採決に際して、委員の採択、不採択の意思を確認することなく、

意見を述べただけで、委員長からは不採択の意思が述べられ、その後、異議はございませんかと言ひ、委員からは異議なしとの声が全員かどうかは不明ですが、声上がり不採択が採決されました。採決のやり方はおかしいと思ひ、委員の採択、不採択の意思の人数を確認の後、委員長が半々の同数であれば、最後の1票として委員長が意志を表明し決めるべきだと思いますので、このように変えていただきたい。

2、陳情の理由。

採決の方法に違和感を感じたため、委員の採択の意思を確認して、委員長が採択する方向性を決めるのはおかしいと思ひました。

二つ目、以前、傍聴時の録音の許可を陳情した際、委員が自由に発言できないため、不採択になりました。委員長が採択、不採択の方向性を先に発言するほうが、逆に委員の自由な決裁意思が発揮できなくなり、録音よりたちが悪いと思つたためです。

ちなみに、録音に関しては、補足説明にこれから入りますけど、横浜市の教育委員会では、傍聴時の録音はオーケーになっています。今の世の中、今回議事録を頂きまして、この辺の、どの辺のところがまずいのかというところを明確にしたいと思ひますけれども、16ページ、教育長が、いろいろな視点から意見を伺ひ、それで「この陳情第1号に関する取扱いを決定していきたいと思ひますが、その扱いについて、御意見ございますでしょうか」。委員は、意見なしということで、教育長が少しまとめてどうのこうのできた冊子です。

だから、この間の意見はある、ないということは、採択か、不採択かという意味とは違ひますよね。だから、そこを確認したいところなんですけど、ここで委員長は採択か、不採択か、各委員に問うて、その後判断して、委員長、教育長の意見を述べるという流れであればいいんですけど、それがなくて、最後に不採択にしたいと思ひますけど、異議はありませんかということで、異議なしで不採択となりました。

だから、各委員が採択、不採択の決裁権限を持っていると思ひますので、そういう方向に改善していただきたいということが今回の趣旨です。

最近、鷺沼の図書館、市民館の移転等のワークショップで、いろいろ小学生とか中学生とか大学生とか、ワークショップの中でいろいろ話をする機会がありまして、一つ例を挙げると、市民館の会議室を利用するのに、子ども料金はないんですかということも中学生が普通に言っています。もともとそれをつくるときに、行政、我々を含めてですけど、子ども料金なんて設定する頭が全然ないんですね。子どもが自分で借りるという方向も全然、我々も反省しなきゃいけないと思ひますけど、また図書館で休みに勉強しに行ったんだけど席がないので、隣の市民館は会議室が空いているのに、そっちを利用できるようにしてもらえないかという子ども目線の意見が多々出てきています。だから、こういう機会は非常にいい機会だったので、いろいろ設けてもらいたいと思ひますけど、我々も参加してそういうところで、いろいろ意見を、今回もそういう意味で陳情して、やっぱり子ども目線とか、市民目線というところを教育委員会の場に持ち込まなきゃいけないかなというふうに思ひて陳情しております。

ここで、ちょっと教育委員会と子どもに関して、ちょっと川柳を思ひ出したので、一つ、二つ。「教育 子どもどこいる いいんかい」、教育委員会に子どもの姿が見えないんですね。だから、子どもの傍聴だとか、見学だとか、または学校に行つて委員会をやるとか、または今はYouTubeだとか、Zoomのオンライン会議もあるので、こういう会議を録音だとか、YouTubeで撮つて子どもに見せるとか、そういう開かれた委員会であつてほしいなど。川柳をもう一

つ。二つ目ですけど、「教育 先生ばかりで いいんかい」、先生と子ども、だから地域の市民とか先生以外の意見とか姿が全然見えないんですよ。そういうことで、もうちょっとオープンな委員会にしてほしいと。

もう1点。先日、4月6日の教育委員会を傍聴しました。教員採用の報告事項ということで傍聴されました。報告された後、各委員が意見を言いました。もう既に募集要項等は全部配られた後。それを審議してどうするんですか。改善点がいろいろあったんですけど、それが来年度に反映にしますという話も一言もありません。だから、教科書では、PDCAだとか、SDGsだとか、憲法だとか、いろいろ教えていますよね。実践されているのかどうか、教育委員会は。だから、採用であれば、プランのときに、こういうプランで採用をやりますということを審議して、その結果、そのとおりに募集要項に反映されているのかどうかというところまでやらないと、こうでしたという行政の報告事項を受けて、次にどうするのということを非常に不安に感じました。

【小田嶋教育長】

10分が経過しましたので、そろそろまとめていただければと思います。

【陳情者】

今回、憲法で第13条の我々全ての国民は個人として尊重されると。子どもを含めてですね。憲法第12条、この憲法を国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって保持されなければならないということで、今回、私は陳情しています。

委員長は、宮前区長のときに何回かお話させていただきまして、ちょっと言いたいことを言いましたけど、もう少しオープンな委員会にされることを期待して、陳情を終わります。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本陳情の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。それでは、傍聴席のほうにお戻りください。

次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、陳情第2号(令和2年度)についてでございますが、「令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情」の「1. 陳情の要旨」の記載に従い、各論点ごとに説明いたします。

初めに、上から5行目の末尾から「裁決の際、通常の委員会であれば、委員長が各委員に採択か不採択かの裁決の意思を確認し、委員長が採択何人、不採択何人と数を確認した後、多い方の採択を決めるものだと思って傍聴していました」の箇所でございます。

この部分につきましては、本市議会常任委員会における陳情・請願の採決方法について述べているものと思われます。教育委員会会議におきましては、これまでも記載のような採決方法はとっておらず、採決の方法は会議体ごと定めるものでございますので、市議会の方式による採決に

従う必要はないものと考えております。

次に、中ほど「しかし」から始まる段落の「この日の裁決の方法は裁決に際して、委員の採択、不採択の意思を確認することなく」の箇所でございます。

この部分につきましては、お配りした資料の2ページ以降に「令和3年2月9日教育委員会定例会会議録(抜粋)」をつけてございますが、その15ページをごらんください。陳情者の意見陳述、事務局からの説明、教育委員からの質疑・発言の後、上から4番目の教育長の発言でございますが、「いろいろな視点から御意見等を伺いました。それでは、この陳情第1号に関する取扱いを決定していきたいと思いますが、この取扱いについて、御意見ございますでしょうか」と教育長は述べ、委員の意思を確認しておりますが、委員から特段の御意見がなかったため、議事の進行上、教育長が審議内容を取りまとめたものであり、「委員の採択、不採択の意思を確認することなく」との批判は当たらないものと考えております。

資料の1ページにお戻りいただき、最後に、下から3行目の「委員の採択、不採択の意思の人数を確認後に、委員長が半々の同数で決まらない場合、最後の1票を委員長が意志を表明し決めるべきだと思います」の箇所でございます。

この部分につきましては、資料の一番最後の18ページをごらんください。教育委員会会議の採決方法につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項が「教育委員会の会議の議事は、第7項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる」と規定し、川崎市教育委員会会議規則第12条第1項が「採決の方法は、賛否の発言、挙手、記名投票及び無記名投票とし、教育長が適宜これを採用する」と規定しております。そして、会議規則第12条第1項の「賛否の発言」による採決とは、教育長の「これこれではいか」との問いに対して、委員が「はい」、「いいえ」、「賛成」、「反対」などの発言をすることでございます。

当該陳情審議の採決は、資料を1枚お戻りいただき、先ほどの会議録の16ページ下から7行目「本陳情の取扱いといたしましては、不採択としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか」との教育長の問いに対して、会議録上は「<承認>」と表示されておりますが、委員が賛成の発言をしたものでございまして、当該採決の方法は、会議規則に照らして適法に行われているものでございます。

なお、他の政令指定都市教育委員会の会議規則及び会議録を確認したところ、挙手を採用している福岡市や、教科書採択の際に無記名投票を採用している横浜市のケースを除いて、本市と同様の方法により採決しており、冒頭で御紹介いたしました委員一人ひとりに賛否の意見を表明させる本市議会の方式による採決を行っている都市はございませんでした。

以上の調査結果から、本陳情審議の採決方法は、会議規則に照らして適法なものでございますので、問題ないものと考えております。

陳情第2号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

説明は以上でございます。

それでは、各委員から御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

2月9日のこちらの陳情の議論は、私もすごく陳情者の方のお言葉を聞いて、いろいろ考えさせられることが多くて、この議事録にもあるのですけれど、すごくいろいろ考えながらお話をさせていただいたので、うまく伝わっていなかった部分があったのかなと、すごく反省をしているんですけれども、私、一番最初の発言だったかのところで、自分としては新しい図書館を建てるということではなくて、地域にある学校の資源を有効活用するだとか、新しいものを建てるのではなくて、今あるものにどうやってもっと図書館とか本に興味を人が持って、来てもらえるかというところを大事にしたいというか、そちらに重きを置きたいというような発言をしたのですけれども、それで結果的に陳情でいうところの1番の図書室（正しくは図書館）を新しく建てるというところには反対ということを表明したつもりだったんですけれども、ちょっと言葉が足りなかったのかなというところと、自分としてはもう意見を言ったつもりだったので、最後に教育長が取扱いをどうされますかと言ったときに、きちんとそれをもう一度、再度、1番について自分は反対というか、不採択になると思うということをやっと言わなかったところがあったので、それについては反省をすごくしているので、今後もう少しきちりちゃんと伝えるようにお話ししなければいけないと思いますが、一応、この日のその採決については、私としては意見を述べたつもりだったので、特に議論の流れに異論はなかったのが本当の気持ちです。

それから、こちらの陳情のほうで、最終的な結論としては、多数決で決を採るべきだという御提案だと思うのですけれど、私は3年間、教育委員会に携わらせていただいて、この会議が合議体で、話し合いで結論を決めるというところがすごくすばらしいなと思っていて、教科書の採択もそうですけれども、皆さんで意見を出し合って、それぞれの意見を聞きながら最終的な結論を決めていくというところを、これからも大事にしていきたいと思うので、単純に皆さんで賛成だ、反対だと言って、結論を何対何で不採択ですとか、採択ですというような結論の出し方については、今後も基本的には、それが全てというふうにはならないでほしいと思っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

この採択の方法ということで、先ほど、事務局のほうから御説明いただきましたけれども、川崎市の場合の、この賛否の発言をもって行っているというお話で、私もこの会議に参加してからあまり違和感を感じてはおりませんでした。

この中で、先ほど事務局のほうから、ほかの政令指定都市というふうに御説明がありましたけれど、例えばどんどころを調査されたのかを御紹介いただけないでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

調査の対象ですけれども、基本的には我々政令指定都市の教育委員会でございますので、ほかの政令指定都市の教育委員会、我々を含めて20都市ございますが、その20都市の例規の規定、

採決の部分、それとあと会議録のほうを調査いたしまして、先ほど御説明いたしましたけれども、福岡市が挙手で決を採っていると、それから通常議案はそうではありませんが、教科書採択の際に横浜市が無記名投票という形を取っている。それ以外の議題等につきましては、我々と同じような、教育長が「これこれでよいですか」という問いを発しまして、承認をされている。「はい」と言っているか、「賛成」と言っているかはちょっといろいろございますけれども、承認をされている形になっておりまして、本市のような採決のやり方と、ほぼ他都市は同じ状況だったということを確認したところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

石井委員。

【石井委員】

委員の意思確認ということでは、いろいろな意見が出た後に、教育長が取りまとめをして、最終的に御意見いかがですかというふうな意思確認を我々にされているわけで、高橋委員もおっしゃいましたけれども、そういったところの意思表示というところできちっと我々も今後明確な発言であるとか、そういったことをやっていく必要があるのかなということ、今回陳情の内容からも確認していただいたところです。ですから、そういったところをこれから我々も十分に踏まえた上で、意思表示をしっかりしなきゃいけないというふうに思いました。

今、事務局の御説明ですとか、お二人のお話などから、本陳情につきましては、不採択でよいのではないかなというふうに私は考えます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今、扱いにつきましても、石井委員のほうから不採択でいいのではないかという御意見ございましたが、ほかの方はいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

各委員がお話くださったように、私も「はい」と返事をして、明確に意思表示をしてきたつもりなのですが、マスクのこともあつたりして、なかなか聞こえづらいというところがあるかなというふうには思いますが、今まで自分の意思表示をためらったことはないつもりでございます。

それから、先ほど各委員がおっしゃったように、それぞれの御意見をいただいた上で、合議で決めているという、ここはもう明確に全委員が意識していることではないか、そして、それはベターというか、この形がいいというふうに思っていると、私も思います。

そこで、先ほど指摘がありましたけれども、今回の採択に関しては、私も不採択でよろしいというふうに考えます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ただいま、岡田委員と石井委員から、本陳情の取扱いにつきまして、不採択でよいのではないかという意見をいただきましたので、少し取りまとめて確認させていただきますが、令和3年2月9日に開催されました教育委員会会議での採決方法につきましては、当時の会議録からも会議規則に基づいた手続が適切にされたことが確認できたと思います。

また、当日の審議内容の取りまとめについて、特段の問題がなかったということも確認いただけたかなと思います。

以上の点から考えますと、本陳情の取扱いにつきましては、不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、不採択として決定させていただきます。

【高橋委員】

すみません、一つだけ。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【高橋委員】

採択とは関係ないですけど、先ほど陳情者の方の御発言を聞いていて、教育委員会を傍聴されていて子どもの姿が見えないという御意見をいただいたのですが、私、この会議で唯一の保護者代表委員として、自分と同じような保護者の皆さんですとか、自分の子どもも含めて、子どもの意見を何とか教育委員会のほうに伝えようというふうには3年間やってきているわけですけども、陳情者の方の御指摘いただいて、まだまだちょっと私の力不足を非常に反省しましたので、任期1年になりますけれども、いろいろな方の声を聞きながら、しっかり子どもの声ですとか、学校の現場の先生方の親から見る姿ですとか、保護者の意見ですとかをしっかり反映できるように努めていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひします。お言葉、ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。今後よろしくお願ひいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 請願第1号（2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」

できるための施策を求める請願)の報告について

【小田嶋教育長】

続きまして、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項No. 1、請願第1号(2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願)の報告についての説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

初めに、書記より読み上げさせていただきます。

—請願第1号読み上げ—

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

なお、この請願は、本日の議事事項として予定しております議案第1号に関連する内容であることから、本日審議が必要かと思われます。その点につきましても、併せて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

本請願は、本日の議事日程の議案第1号にございます「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」に関連する内容であるため、本日審議する必要があるとの説明がございました。よって、この後、直ちに請願の審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、本請願に関連している議案第1号につきましては、請願審議の後、直ちに取り扱いたい

と思います。

8 請願審議

請願第1号 2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について

【小田嶋教育長】

それでは、請願審議に入ります。

「請願第1号 2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願」について審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

では、ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。どうぞ。

【請願者】

畑山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、陳述を始める前に、本請願につきまして、提出期日が遅くなってしまったことにつき、大変失礼いたしました。

本日は、陳述の時間をいただき、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

では、陳述をさせていただきます。

2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願。教科書を考える川崎市民の会。

請願の趣旨について。

2014年7月17日付の文科省初等中等教育局長名の通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」には、「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること」との内容があります。

この中にある「地域住民の民意を十分に反映すること」の趣旨を、教科用図書の採択に生かすためには、毎年確認される「川崎市使用教科用図書採択方針」の中にある「採択の透明化」に示される方針をさらに深め充実させ、教科用図書採択事務全体を保護者や市民にさらに開かれたものとするのが重要です。

今までの本市の教科用図書採択の審議を行う教育委員会議は、他都市とは違い毎回「日曜日」に開催されています。また昨年はコロナ感染拡大防止の必要から傍聴人数の制限が行われましたが、それでも100名の定員を貴委員会は確保しました。さらに2013年度までは公開されていなかった「教科用図書選定審議会」の資料や議事録を2014年度分から「かわさき情報プラザ」で公開し、さらに昨年度分については貴委員会のホームページで公開するなど、この間の貴委員会の努力に対し敬意を表したいと思います。しかし、不十分な点はまだありますので、今年度の教科用図書採択の事務遂行に際してはさらに工夫を凝らし、より一層の公開性と透明性を確

保し、採択事務に関して、いまだ達成できていない分野の情報公開に関連する事項について、改善を進めることを強く求めます。

この後、陳述の時間もありますので、陳述事項についての項目を幾つかまとめて申し上げたいと思います。

2、請願事項について。

まず、請願項目①から⑤は、教科用図書の見本本と教科用図書展示会についての内容です。一昨年、昨年と小・中学校の教科書の採択が行われ、本年は高校の教科書採択が中心となる予定だと思います。

4月8日に「第1回令和3年度神奈川県教科用図書選定審議会」が開かれました。本市の教科用図書選定審議会は市民の傍聴を認めていませんが、神奈川県の選定審議会は市民の傍聴が可能です。私を含め複数の傍聴者がいましたが、その場の審議で「昨年の教科書検定に中学校社会(歴史的分野)で1社が合格した」ことが報告されました。

この結果、規定により「中学校社会(歴史的分野)」の教科書は、「1社を加えた8社の教科書から選定し直す」ことが可能となるので、今年度の教科用図書採択では「昨年度選定し今年度より使用する教科書の継続使用」か「8社から選定し直す」かを決めなければならないとする趣旨の説明が行われました。この後の議案第1号で審議される予定かと思いますが、「中学校社会(歴史的分野)」の教科書を再選定する場合は、①の請願項目にあるように、各出版社から提供された教科書を全て有効に活用し、市民に向けた見本本の展示会に活用してください。

また、教科用図書展示会で展示する高校教科書の見本本ですが、今年度は新しい学習指導要領に対応する高校教科書が検定合格しています。「現代の国語⑰」「言語文化⑰」「地理総合⑥」「歴史総合⑫」「公共⑫」「英語コミュニケーションⅠ⑳」「論理・表現Ⅰ⑱」「理数探究基礎②」「情報Ⅰ⑫」、教科名の後の丸数字は検定合格点数になります。

こういった新たに加わった教科書は、市民の関心も高いことが予想されます。教科書の点数も多く、小中とは違い各校に直接見本本を提供することができるなど、扱いの異なる高校の教科書を展示会に用意することは難しい面もあると思いますが、教科書発行者の協力を得るなどして充実した展示が実現することを求めます。

昨年から新型コロナウイルス感染への対策が強く求められる事態が続いています。市民館などもその一部がワクチン接種会場として使用されるなど、教科書展示会場の確保が難しいことが予想されますが、広く市民の意見を聴き取るためには会期の短縮や会場の縮減などをすることなく、昨年と同規模以上の見本本展示会とすることが必要です。また、昨年の横浜市の教科用図書展示会場には、机上に何も置いていない机が複数配置され、腰をかけてじっくり教科書を読み比べることが可能でした。本市でも気軽に手に取れる平積みに加え、腰をかけゆっくり教科書を広げて見ることができる机と椅子を、感染予防の観点からも会場内の複数箇所に設置することが必要です。

請願項目⑥から⑧は、教科書展示会での市民アンケートについてです。

毎年多くの市民が会場を訪れ、アンケートを提出しています。見本本を見ての市民の感想や意見を教科書採択に生かす、法や採択方針が示す教科書採択の公開性や透明性を確保する大切な機会です。今年度の教科書採択に際しても、市民意見を取り入れるため、制度の充実を図る必要があります。また、このアンケートに示される感想や意見は、教育委員の皆様に市民が考えを伝えるだけではなく、市民がお互いに様々な教科書への感想や意見、教育への考えなどを知り、各自

の意識を深めるよい機会でもあるとも言えます。

教科書採択の場で、市民意見がどのように参考とされているかを知るだけでなく、各自が自分以外の考えを知るためにも、採択の会場で市民が互いにアンケートを読み合えるよう工夫することを求めます。

請願項目⑨に関して、一昨年、昨年と教員対象の教科書展示に小・中学校の先生方で出張できた方は何人いらっしゃるのでしょうか。調査研究員以外で教科書の見本を目にする先生は、ほとんどいないのが実態ではないでしょうか。制度があっても実態がなければ意味がありません。その原因を分析し早く改善してください。

請願項目⑩について、昨年は初めて採択を行う日程が7月に示されました。改善をいただいたことに感謝します。本年も、遅くとも1か月前には採択を行う教育委員会議の日程を告知してください。

最後に請願項目⑪の磁気ループ、ヒアリングループとも言いますが、磁気ループについてお話しします。昨年の請願でも挙げた事項で、早速8月の採択の教育委員会議で取り扱っていただいたものですが、結果としては残念な状況になりました。私たちも理解が不十分だったのですが、磁気ループを設置した場合、聴覚に障害がある方の使用する補聴器が磁気ループに対応した機種であれば問題はありませんでした。対応機種には「T」のマークがついているそうです。この対応機種は、補聴器全体では7割程度の普及率のようです。

【小田嶋教育長】

10分経過しましたので、そろそろまとめていただければと思います。

【請願者】

昨年度、会議の傍聴希望をされた方の使用する機種は、磁気ループに非対応の機種でした。その場合は磁気ループに対応する専用の「受信機」を使用することで問題は解決します。健常者の方が磁気ループを設置する場合は、確認用に専用の「受信機」が1台必要になるそうです。昨年は磁気ループを用意いただいた方が管理者としてその1台を使用されていたのですが、管理の必要上「受信機」の貸出しができなかったようです。そのため該当の方は、やむを得ず帰宅されたとのことでした。

本年の会議開催に際しては、昨年の例を踏まえ、磁気ループ対応の機器だけではなく非対応の機種を使用される方も想定し、複数の専用「受信機」を準備し、必要に応じ貸し出す等の対応を取ってください。

以上で、意見陳述を終わります。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきたいと思います。

次に、事務局から説明をお願いいたします。

【小嶋総合教育センター総務室長】

それでは、令和3年度請願第1号について御説明いたします。

初めに、請願書をごらんください。各請願事項に対して事務局の考え方を御説明いたします。

請願事項①「出版社から提供された教科書の有効活用」についてでございますが、こちらにつきまして、お手元の請願第1号資料をごらんください。

1 ページ目の「教科書採択の公正確保について」でございますが、こちらは本年3月30日に文部科学省から通知されたものでございます。

恐れ入りますが、資料右下のページ番号で3 ページ目をおめくりください。右下のページ番号が本件資料用のページ番号になります。

ページ上段の「高等学校用教科書」でございますが、本市に送られてくる高等学校用の教科書見本につきましては、高等学校を所管する市町村教育委員会に原則1部、また、高等学校に置かれる課程に原則1部となっていることから、全日制と定時制を合わせて9部。さらに、教科書センターに1部となっていることから、総合教育センターと教育会館の2か所分で2部となり、合計12部が上限となります。

次に、資料の19ページをお開きください。「令和3年度教科用図書展示会について」でございますが、「1 教科書見本について」をごらんください。

12部の教科書見本につきましては、市立高等学校で調査研究するために9部、教科書展示会、教育委員及び指導主事に3部を予定しており、全ての教科書見本を適切に活用してまいります。

次に、請願事項②「市民に広く新しい高校教科書の内容を知る機会を保障すること」についてでございますが、恐れ入りますが、資料を10ページまでお戻りください。

教科書展示会におきましては、先ほどの1のとおり、本市に送られてくる教科書見本を適切に活用してまいります。ページの上から2ポツ目、「教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること」と示されていることから、上限に満たない場合には、必要に応じて教科書発行者に追加送付を求めてまいります。

次に、請願事項③「展示会場の削減や展示時間の短縮などを行わないこと。また展示期間を長くし十分な日数を確保すること」についてでございますが、恐れ入りますが、先ほどの資料の19ページまでお戻りください。

「2 展示会場と展示日数(予定)」でございますが、初めに、国が定める法定展示期間は14日間となっているところではありますが、本市におきましては、地域住民等の多くの方々に参加していただけるよう、国の法定展示期間より拡大して開催しているところでございます。

令和3年度における教科書展示会の開催予定日数は、展示日数一覧のとおりでございます。川崎区におきまして、東門前小学校から教育文化会館大師分館・プラザ大師への展示会場の変更がございまして、展示会場の削減や展示時間の短縮はございません。また、展示期間につきましては、施設によって増減がございまして、延べ日数は73日となる予定でございます。

なお、1枚おめくりいただき、20ページ目の「3 展示日時(予定)」につきましては、各会場の展示日及び展示時間の予定となっております。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き、消毒液の設置や、部屋の換気、人数制限等を考慮しながら、展示会を開催してまいります。

次に、請願事項④「各展示会場での案内を来場者により分かりやすく工夫すること」について

でございますが、各展示会場の入り口には案内を表示しておりますが、可能な限り分かりやすく表示していただけるよう、各市民館にも依頼してまいります。

次に、請願事項⑤「展示会場において、机上に何も置かず、腰をかけじっくり読み比べなどができる机・椅子の配置を会場内に複数箇所行うこと」についてでございますが、資料20ページの「4 展示会場における机・椅子の設置について(予定)」をごらんください。各展示会場には、机を複数設置し、その上に教科書見本を展示しております。その場で椅子に座って閲覧することができます。またアンケートを記入する机・椅子も別途設置しております。このほかに、机上に何も置かず、腰をかけじっくり読み比べなどができる机・椅子を設置することにつきましては、プラザ大師、幸市民館、多摩市民館におきましては、展示会場の広さにより、机・椅子を設置できるスペースに制限があることから、複数配置することは困難ではありますが、展示会場に足を運んでいただく皆様、利用しやすい会場となるように、今後も工夫してまいります。

次に、請願事項⑥「市報での教科書展示会案内に、教科書採択に関して市民意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと」についてでございますが、これまでも、展示会場にアンケート用紙を設置して、市民の意見をいただいているところでございますが、展示会開催の案内として、市政だよりへの掲載や、区役所、市民館、図書館でのチラシの配布、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供など、引き続き、広報の充実に取り組んでまいります。

次に、請願事項⑦「教科書展示会で示された市民意見を速やかに教育委員へ伝え、審議に際して参考となるよう教育委員が内容の確認や検討ができる時間を確保すること」についてでございますが、展示会終了後に、速やかにアンケートを集約し、内容を要約せずに、原本の写しを教育委員に確認していただいているところでございます。

次に、請願事項⑧「教育委員会議の場に、教科書展示会で寄せられた市民意見のコピーを複数部設置し傍聴者の参考にすること」についてでございますが、展示会のアンケートにつきましても、採択権者である教育委員会の各委員が、調査研究の参考とすることを目的として実施しております。

請願事項にありますとおり、その内容を公開することを条件としますと、少なからず萎縮効果が生まれ、アンケートをためらう方が出る可能性がございます。これにより、幅広く様々な意見を教育委員へ届けるという趣旨が損なわれるおそれがあることから、傍聴者の閲覧に供することは予定しておりません。

次に、請願事項⑨「展示会に現場の先生が参加できる時間の確保と出張できる体制を整え、参加者の人数も把握すること」についてでございますが、高等学校の教科書見本につきましては、学校に送付され、各学校で教科書見本を手に取りながら調査研究することができるため、教員向け展示会の開催は予定しておりません。

なお、昨年度は中学校用教科書の採択替えが行われ、教員向け展示会を開催しておりますが、各学校長宛てに開催場所や日程を文書でお知らせするとともに、各区にそれぞれ展示会場を設置して、展示会に参加しやすいように取り組んできたところです。

また、市民向けの展示会につきましては、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であることから、どれくらいの方々が展示会に訪れたのか、来場者の人数を展示会に常駐する受付職員が数え、教育委員会会議における教科書採択の際に報告しておりますが、教員向けの展示会につきましては、各学校が展示会場で教科書の調査研究を行う場であり、そこに参加した教員の人数を把握することは予定しておりません。

総務室からの説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

続きまして、請願事項の⑩及び⑪について、庶務課から御説明いたします。

資料の21ページをごらんください。請願事項⑩「開催日は遅くとも1か月前には公表し広報すること」についてでございますが、昨年度は開催日の約1か月前に報道発表を行っております。今年度につきましても、おおむね同時期に周知するよう検討してまいります。

続きまして、請願事項⑪「磁気ループが十分に活用できるよう、事前の十分な準備と当日の柔軟な対応に留意すること」についてでございますが、「磁気ループ」は、国際的に「ヒアリングループ」という名称になってございますので、「ヒアリングループ」と呼ばさせていただきます。

今年度につきましても、昨年度と同様に、川崎市聴覚障害者情報文化センターで貸出しを行っているヒアリングループをお借りし、傍聴席に設置する予定でございます。

今年度につきましても、補聴器使用者の便宜に資するよう、請願事項⑩でお示ししました約1か月前の報道発表に、ヒアリングループの設置や運用についての情報を掲載するなど、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

説明は以上です。

それでは、各委員から御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

【田中委員】

まず、非常にきめ細かく11項目で教科書採択に対する市民参加といいますか、それを充実させるための提案をいただいているということ、これに関しては、こういうことを積み重ねていただくことによって、教科書採択に対する市民参加、透明性がますます高まるものと思いますので、とてもありがたく思っております。まず、感想です。

その上で、質問を二つしたいのですけれども、よろしいでしょうか。一つは、19ページから20ページに関わるものですが、これ、延べ73日の予定ということなんですけれども、延べですので、20ページの表を見ますと、当然ですが重なってまいりますよね。それで、19ページ上のほうの文科省のほうの14日間というのは、これはこの14日間というのは延べで言っているのか、あるいは延べじゃなくて、純粋に何日間というふうに数えたときの14日間なのか、その辺りの基準を教えていただけるとありがたいと思います。それが1点です。

もう1点は、請願事項の⑧に関わるものなんですけれども、市民意見のコピーを複数部配置ということに関する事務局説明がちょっとよく分からなかったのですが、市民意見のコピーを複数傍聴席に配布することで、意見を書く方が萎縮するような内容の説明だったと思いますけれども、それはあれでしょうか、当然、お名前は伏せて閲覧すると思うのですが、筆跡で個人が特定される可能性があるということでしょうか。あるいは、出された意見をワープロかコンピュータで打ってしまえば、誰が出したかもよく分からないので、特に複数部については問題ないような気もするのですが、その辺りを教えていただければと思います。

【小嶋総合教育センター総務室長】

まず、法定展示期間14日間ございますけれども、申し訳ございません、延べなのか、14日間の期間なのかということにつきましては、ちょっと申し訳ございません、もう一度きちんと調べないと申し上げられないのですが、どちらにしましても、本市におきましては14日間以上、展示期間を設けているという状況でございます。

それから、展示会の会場にアンケートでございますけれども、アンケートというのは、ファクスですとかでも受け付けているのですが、基本的には手書きとかワープロで打っているものもございまして、そういったものでございます。中には、個人情報、お名前を記載していただく方もいらっしゃる。もともとは無記名でありますので、そういったことを、やはりそういった個人情報は伏せて当然に出さないといけないというふうに考えておりますが、そういったことがあったら展示できないということもそれはそれとしてありますけれども、アンケートを書く前に、これが公表されるものであるということで、市民の方々が書くときに、そこでもしこれがもし公表されるんだ、そのまま公表されるんだというふうに思ってしまうと、ちょっと萎縮してしまうんじゃないかなというところの考えがございまして、そのように説明をさせていただいている状況でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【田中委員】

例えば、自治体によっていろいろだと思うんですけれども、いろんな行政計画の策定委員会で、傍聴された方が、傍聴後に意見を書いて提出したときに、それを次の審議会でコピーしてというか、ワープロ、コンピュータで打ち直して次の傍聴者の方にお見せしたりということは、よく行われることだと思うんですけれども、それがなされるから何か書きにくくなるということがあるのか、ちょっと私の経験だとよく分からないのですが、意見を書く方は、より多くの方とこれを共有したいとかというようなことで書く場合が多いのではないかと思います。自分の意見が通ったほうがうれしいと思いますので。ですから、書いた方の個人情報といいますか、個人情報を守るため、プライバシーを守るために、複数部配置を控えるというのは、ちょっと理由としてよく分からないと思っております。

【小田嶋教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

田中委員のお話の論点とちょっとずれるかもしれないのですが、そもそもこのアンケートは、すごい莫大な量が来るもので、実は、このぐらいになるんですね、A4の紙が。何百件になるので、まず物理的な問題として、例えば時間も展示会の日数が8月の結構ぎりぎりまでやられるので、いわゆるパブリックコメントみたいにきれいに打ち直して意見をまとめて集約して、当日の委員会に用意するということが不可能だと思いますし、その負担はすごくコストに見合わない

いかなという気がしております。

それから、いろんな方がいて、そのままお出しするとなると、本当に手書きの方がいて何回も同じものを例えば書かれる方がいたりとかして、個人情報というか筆跡で結構いろいろ分かっちゃう部分もあるのかなというところがあるので、もし出すとしてもやっぱりそのまま出すのは私も控えたほうがいいと思っていて、そうするとそれをほかのものに移すという手間とかコストが大き過ぎるので、ただコピーして置けばいいということにはならないかなと思います。

また、量がすごく莫大なので、当日に、コピーして複数のもを置いたとしても、傍聴者の方が実質的に読むお時間が取れないんじゃないかなと。私たちも何時間もかけてそれを全部読んでるので、ちょっとこの御提案は実現性に難しいところがあるなと思います。なので、もし、こういう皆さんで意見を共有するということであれば、全く別の形じゃないと難しいなというふうに思っております。

ちょっとすみません、論がずれちゃったところもあるんですけども。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかに御意見、御質問。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

質問になります。19ページのところで、教科用図書展示会の場所と日数が書いてありますけれども、今年、東門前小学校がなくなった理由を教えてくださいませんか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【小嶋総合教育センター総務室長】

東門前小学校におきましては、学校施設でございまして、やはり学校の中で子どもたちの安全の確保、これに万全を期すためのというのが、まず一つの理由でございまして。

東門前小学校のほうからプラザ大師に変更でございまして、プラザ大師というのは市民館施設でございまして、こちらは土日でも利用できるということで、利便性の向上という観点からも東門前小学校からプラザ大師に変更したという理由でございまして。

以上でございまして。

【岩切委員】

ありがとうございます。

先ほどの田中委員の話もありましたけれども、市民の意見のところなんですけれども、市民の意見に関しては、教育委員のメンバーには事前にコピー全員分を渡されておまして、私どもが教科書採択の当日までに、去年の場合ですと、大体600件ぐらいだったと思いますが、全部目

を通させていただいております。

それを踏まえまして、教科書採択の意見として述べさせていただいたり、あるいは一部引用させていただいたりしておりますので、反映はされているかなというふうに思うのですが、市民同士の交流という意味では何か別の機会を設けていただく方法とか、ほかの方法も考えられるのではないかなというふうに思って拝聴しておりました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

今、東門前小学校からプラザ大師のほうに会場が変わるという御説明でした。僕も去年、東門前小学校の展示会を見学させていただいて、学校の中で不特定多数の方が来られるということは、子どもの安全であるとか、学校全体の安全から考えますと、必ずしも十分な対応ができないのかなということで、プラザ大師のほうに変更になったということは、現場の安全ということからは大変良いことじゃないかなというふうに僕は思います。

それから、アンケートにつきましても、今、岩切委員がおっしゃいましたけれども、我々のほうにすべからく1枚も残さずコピーが来ておりまして、それをもろんじゅくりと読ませていただきまして、いろいろな意見があるということは十分理解した上で、教科書の採択に各委員さんが反映されているというふうに思っておりますので、市民同士の意見交換、あるいは意見を知ることによって、別な方法でやられるということがよろしいのかなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

2番に関連しまして、私も教育委員になる前に教科書展示会に行ったときに、小学校とか中学校の採択の年だったので、高校の教科書にあまり関心がなかったのもあって、非常に印象は薄いんですが、実際にどのぐらい展示されているのかとか、どういうふうに展示をされているのかということを教えていただければと思います。

【小嶋総合教育センター総務室長】

高校の教科書の展示でございますけれども、ちょっと遡りますが、平成28年度、このときが小学校と中学校の採択がない年でございますけれども、本年と同じように高校の主として低学年用の検定が通った教科書の採択ということでございましたけれども、この際には検定合格159点ございましたが、ほぼ全ての教科書を展示会で展示しているという状況でございます。

翌年の29年度は小学校の道徳がメインになってきたところではありますが、このときには次に高校は主として中学年用、これが検定合格213点でございますが、ほぼ全ての教科書の見本を

展示していたという状況でございます。

次の翌年、平成30年度は、中学校の道徳、これも今度は高学年用になりますけれども、この際には検定合格60点ということで、その点数に近い冊数を展示していたという状況でございます。

直近の2年間、令和元年度、令和2年度につきましては、令和元年度は小学校全部の教科書の採択、令和2年度は中学校の採択がございましたが、この際、この年には高校の教科書の検定がございませんでしたので、直近の平成30年度の検定合格の教科書見本を中心に提示したということで、ちょっと少なく見えてしまっているという状況でございます。

高校の教科書の展示の状況については以上でございます。

【高橋委員】

今までもやっていただいていたということなので、引き続き今年度も多分、小学校とか中学校とかの教科書が少ないと思いますので、高校のほうの教科書を見やすいように展示をしていただければと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

追加の質問なんですけれども、ちょうど20ページのところで、展示会場における机・椅子の設置についてというところで、プラザ大師、幸市民館、多摩市民館は複数には制限があるというふうにおっしゃったと思うんですけれども、場所が狭いということなんですか。そこら辺の説明をもう少しいただけたらと思います。

【小嶋総合教育センター総務室長】

プラザ大師、それから幸市民館と多摩市民館でございますが、おっしゃるとおり、その面積、場所が限られている、狭いという状況がございまして、こちらにお示ししているのは、できるだけどうにかはしたいというふうに考えているんですけれども、ちょっと今、考えられるところとしてはこのような箇所、複数箇所は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

田中委員。

【田中委員】

今の関連ですが、これで見ますと、教育文化会館、市民会館、七つ本館がありますけど、そのうち一つしか展示会場になっていないのですが、これは何か距離の関係とか何かで、あと二つは

特に展示会場とする必要はないということになっていないということですか。

【小嶋総合教育センター総務室長】

展示会場の場所、区ですと、川崎区はプラザ大師、教育文化会館でございまして、幸区が幸市民館、中原区が教育会館でございまして、高津区が総合教育センター、それから宮前、多摩、麻生市民館という状況でございます。

【田中委員】

分かりました。区ごとに分けるので、ほかの施設でちゃんとやれるところは市民館でなくても大丈夫という意味ですね。分かりました。

【小田嶋教育長】

いろいろな観点から御質問や御意見を伺いましたが、岡田委員、請願の取扱いも含めて御意見をいただければと思います。

【岡田教育長職務代理者】

実は、私は高等学校の勤務経験がございますので、高校の教科書採択について体験しているものでございます。その上で、私の質問しようと思っていた事項に関して、各委員がそれぞれ出していただいて、事務局から返答いただきました。それを踏まえまして、請願項目の⑤、それから⑧、⑨に関して御説明いただきましたので、それらを踏まえて、私は今回のこの請願に関しては不採択でよいのではないかというふうに考えています。いかがでしょうか。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。

高橋委員。

【高橋委員】

①から⑩項目まであって、ちょっとこれは実現できないかなというところもありますので、全体としては不採択というふうにはなってしまうかなと思うのですが、①から④ですとか、⑥⑦⑩⑪のところについては、今後のより開かれた展示会、教科書採択になるように事務局の方々にも御尽力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岩切委員。

【岩切委員】

私も今の岡田委員の御発言に賛成するものでございますけれど、⑩のところの磁気ループ等もぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

いろいろな御意見、御質問をいただく中で、方向としては不採択でよいのではないかという御意見をいただきましたので、少しまとめたと思います。

請願事項①の「出版社から提供された教科書の有効活用」、また、請願事項③④⑥⑦⑩などの、現在も対応しているものについては、引き続き適切に対応していただくこと。

請願事項の②「市民に広く新しい高校教科書の内容を知る機会を保障すること」については、送付される教科書見本の上限部数に満たない場合は、必要に応じて教科書発行者に追加送付の協力を求めていくということでした。

また、請願事項⑪につきましては、今年度も引き続き設置することを検討し、事前の周知を図っていくということが確認できたかなと思います。

しかし、請願事項⑤については、全ての会場に机や椅子を複数配置することは難しいということ。

あと、請願事項⑧のアンケートについては、先ほども御意見ありまして、物理的なこともありますが、アンケートの趣旨があくまでも我々が市民の意見を参考にして採択の参考にするという趣旨でやっているアンケートということですね。公開を前提にしていないという部分があるかと思えます。公開するというので、断りを入れてアンケートするという形になると、やはりそこには何らかの萎縮効果が、制限がかかってしまうということになるということで、そういったことは傍聴者の閲覧に供することはしないということで、事務局から説明がありました。

また、請願事項⑨につきましては、見本本が直接学校に送付されて、各学校で調査・研究が行われますので、教員向け展示会は開催されないということが確認できたかなと思います。

以上の点から考えますと、本請願の取扱いといたしましては、例年どおりですが、答えられる部分はしっかりと答えていくというスタンスと、願意は十分踏まえた上でございますが、実施することが難しい部分もございますので、全体としては不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、不採択として決定させていただきます。

9 議事事項 I

議案第 1 号 令和 4 年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅰに入ります。

「議案第1号 令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】

議案第1号「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問」について御説明させていただきます。議案書の1ページをごらんください。

初めに、「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。

1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和4年度に使用する教科用図書を採択いたします。

採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外にも使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。なお、以下、この教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書を「附則第9条図書」と呼んでまいります。

資料を1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。

また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択が、ゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は、学校ごとに採択を行います。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「(7) 採択時期」につきましては、8月31日までに行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。1点目は、「学習指導要領との関連」、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

なお、1点目の「学習指導要領との関連」についてでございますが、各教科の目標につきましては、学習指導要領に示されている目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いを踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」を重視して調査を行うこととし、教育内容の主な改善事項では、「言語能力の確実な育成」、「体験活動の充実」、「コンピュータ等を活用した学習活動の充実」などに沿って調査を行うことといたします。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。4の「教科用図書の採択手順」でございますが、初めに、(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に、(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましても、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

ただし、社会科歴史的分野の教科用図書につきましては、自由社の「新しい歴史教科書」が、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、社会科歴史的分野については調査審議を実施し、採択を行います。詳細につきましては、後ほど8ページのフロー図にて御説明させていただきます。

次に、(3)の高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行うこととなります。6ページ(4)の特別支援学校、特別支援学級等の教科用図書も含めまして、後ほど9ページ、10ページのフロー図にて御説明いたします。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。中段、5の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月11日から8月4日までの期間におきまして、お示しの8か所でそれぞれ実施いたします。開催日時につきましては、1枚おめくりいただき、7ページの会場・日時一覧のとおりでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、今年度は、展示会場の変更が1か所ございます。川崎区におきまして、昨年度は東門前小学校で実施しておりましたが、土日開催における利便性の向上や、展示会場には不特定多数が出入りすることから、施設内の安全確保に万全を期すため、教育文化会館大師分館に変更しております。

1枚おめくりいただき、8ページをごらんください。こちらは、「中学校における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。

なお、今年度調査研究の対象となるのは、中学校社会科の歴史的分野のみとなっており、他教科の教科用図書につきましては、調査研究及び採択の対象とはなっておりません。

採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。

各学校では、校内調査研究会を設けていただき、教科用図書の調査研究を行い、④で調査研究会に報告していただきます。

調査研究会は、調査研究員により構成されておまして、⑤で各学校からの報告を取りまとめた調査研究及び、⑥で教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。

教科用図書選定審議会は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておまして、調査研究会からの報告を参考にしつつ、現在使用している教科用図書と今回調査研究する教科用図書を、様々な視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に、教育委員会の権限と責任の下、教科用図書を採択していただきます。

教科用図書の採択にあたりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

1枚おめくりいただき、9ページをごらんください。こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順のフロー図でございます。

一番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。この校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。例えば、国語でいいますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文に関わる教科書がありますが、それらに関わる国語科の教員が全員で調査研究する会でございます。

そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力等を、教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となった全ての教科用図書について調査研究を行い、⑤で「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び、「調査研究会」の報告を基に、採択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で教科用図書選定審議会に提出いたします。

教科用図書選定審議会では、調査研究等の報告を参考にしつつ、様々な視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に、教育委員会の権限と責任の下、教科用図書を採択していただきます。

1枚おめくりいただき、10ページをごらんください。特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順のフロー図でございます。

特別支援学校の小・中学部、及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が附則第9条図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態、能力、適性などを踏まえて調査研究し、教科用図書選定審議会に報告いたします。

また、特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を、教科用図書選定審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、④でその審議結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年採択していただいております。

1枚おめくりいただき、11ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。

1枚おめくりいただき、12ページをごらんください。「令和4年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。

本年度は、令和4年度に使用する、中学校、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見を伺うため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について、諮問を行うものでございます。

本委員会で御承認いただきましたら、1枚おめくりいただき、13ページのとおり諮問し、手続を進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただき、14ページでは、当該諮問の根拠法令である「川崎市附属機関設置条例」でございます。

そして、4枚おめくりいただき、18ページは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」の該当条文を掲載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

4ページの辺りなんですけれども、調査審議の観点というところで、「ア」が学習指導要領との関連、「ウ」が内容とありますけれども、学習指導要領で各教科の目標や教育内容の事項ってございますよね。ここの「ウ」で内容と書かれているのは、学習指導要領で重視されているものうち、特に取り出して「ウ」でこう書いているということではなくて、「ア」は「ア」で、それぞれ各教科の目標や教育内容の事項だったので、それはきちんとそういう観点から評価し、またそれと別に「ウ」でこういう項目の観点から評価するというような考えでよろしいですか。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

後者のほうの見解で結構でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがですか。

岩切委員。

【岩切委員】

確認なんですけれども、8ページのところで中学校における教科用図書の採択手順の御説明がございましたけれども、今回は新しく選定された教科書と現在使用している教科書の比較検討ということになるということによろしいでしょうか。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

そのようになるかと思えます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

高橋委員。

【高橋委員】

まだ。

【小田嶋教育長】

今、岩切委員から、中学校の採択についての御質問がございましたが、例年ですと、それはないということになるのかなと思うのですが、今回新しく自由社の教科書が検定を合格したということで入ってくるのですが、なるべく現場の負担を軽くできるような工夫が必要かなと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

委員さんから、まず御意見いただければと。

高橋委員。

【高橋委員】

私もつい数日前に、教科書の検定が通って、新しく通った一冊について、採択の検討をするという選択肢が出たということを知ったので、恐らくこのまま採択をしないで、このまま昨年度決めたものを使うという選択肢もあったかと思うのですが、やっぱりどんな教科書であっても、ちゃんと比較検討して川崎市の子どもたちにとって一番よいものを選ぶということは、やっただくというのはいいのかと思う反面、今年はコロナに加えてGIGAスクールもあって、現場の学校は非常に大変だと思いますので、何とか教科書をしっかり選んでいただきたいんですけども、教育長が言われたように、現場の先生方の負担を減らすような工夫もしっかりしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

すみません、もう一つ確認ですけれども、既にもう1年、始まっているということもありますので、これ、もしこの新しい教科書を採択した場合には、残り3年分を検討しているという理解でよろしいですか。

【小田嶋教育長】

では、先ほどのお話の点も踏まえて、カリキュラムセンターのほうからお願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

残りの3年を検討しているということですのでよろしいかと思えます。

また、工夫につきましては、社会科の一教科になりますので、社会科の先生が集まる会議などを利用して、過度な負担にならないように工夫してまいりたいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第1号は原案のとおり可決いたします。

議案第2号 令和4年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第2号 令和4年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第2号の「令和4年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」をごらんください。説明にあたりましては、主な項目を中心に進めさせていただきます。

まず1の「募集の区分」についてでございますが、「全日制の課程」及び「定時制の課程」において募集をいたします。

次に、3の「学区の確認」については、6ページをごらんください。6ページの資料1「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」の抜粋をごらんください。川崎市立高等学校の学区につきましては、第2条第1項及び第2項がございますとおり、「普通科」に係る学区は「川崎市内全

域」とし、「普通科を除く学科」、具体的には工業や商業などの「専門学科に係る学区」は「神奈川県内全域」といたします。

また、第4条の「就学の特例」といたしまして、普通科において、川崎市外であっても「県内に住所を有するもの」は「志願することができる」ものとし、この場合において入学を許可される者の数は「募集定員の8%以内」といたします。

1ページにお戻りください。5の「募集期間」につきましては表のとおりでございます。今回の変更点でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、共通選抜における郵送募集期間を設けております。

なお、表の右側の「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程において、受検の機会をさらに確保するために共通選抜と分けて実施するもので、共通選抜の合格発表後に実施する選抜でございます。

2枚おめくりいただき、3ページをごらんください。9の「選抜のための検査」についてでございますが、全日制課程は原則として5教科と面接、定時制課程は3教科と面接を実施いたします。

また、どちらの課程も必要に応じて特色検査を実施することができるものといたします。

特色検査につきまして、川崎市立高校では、川崎総合科学高校デザイン科のデッサンの実技検査、橘高校スポーツ科の競技の実技検査を例年実施しております。

今回の変更点でございますが、(3)にありますように、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者と認定されたことにより、共通選抜における全ての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追加の検査を実施いたします。

10の「検査等の期日」でございますが、先ほど説明したとおり、共通選抜の発表後に定通分割選抜を実施いたします。

7ページをごらんください。7ページ資料2「令和4年度川崎市立高等学校における募集形態」でございます。市立5校では「全日制課程」と、昼間部のある川崎高等学校の定時制課程につきましては、「共通選抜」のみを実施し、定員の全てを募集・選抜いたします。一方、夜間部のみの定時制課程では、「共通選抜」においては募集定員の8割を募集・選抜し、後日行われる「定通分割選抜」で、残りの人員を募集・選抜いたします。具体的な募集定員につきましては、毎年10月下旬の教育委員会でお諮りしておりますので、そちらで提案させていただきます。

説明は以上でございますが、検査内容や選抜方法等の対応につきましては、神奈川県、横浜市、横須賀市教育委員会と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

1ページの下側の右側にあります、定通分割選抜ですけれども、ここでもなおかつ入学が決まらないお子さんたちは、大体どれぐらいいるのでしょうか。

【小田嶋教育長】

資料は、ありますか。

【田中委員】

今なければ、後日でも構いません。

【五味指導課担当課長】

一応、正確な数はすぐには出ないのですが、川崎市立高校に關しましてということでありまして、定通分割選抜が終わった後に、定時制の2次募集がございまして、こちらの受検者に関しては6名となっております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決いたします。

議案第3号 川崎市子ども夢パーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第3号 川崎市子ども夢パーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案第3号「川崎市子ども夢パーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【豎月生涯学習推進課担当課長】

それでは、川崎市子ども夢パーク条例施行規則の一部を改正する規則の概要につきまして、御説明いたします。議案第3号資料をごらんください。

「1 経過」の(1)でございますが、子ども夢パークの基本理念は「子どもの自由な発想で、遊び、学び、つくり続ける施設」でございまして、開所以降、その設備・運用のあり方は子ども

たちの参加の下、変化を続けている施設でございまして、近年は、利用者数が年間約9万人、団体利用は700団体を超えております。

また(2)といたしまして、利用者の増加により活動場所が狭隘化していたことから、活動スペースの確保と団体利用等への対応として選択肢を増やし、併せて運営上の安全性・快適性を高めるため、平成30年度に半屋外となっていた屋根裏スペースを屋内化して、パーテーションによる分割利用も可能とした多目的ホール1・2として改修整備することとしました。

改修整備にあたっては、令和元年度に実施設計、令和2年度に改修工事を実施したものでございます。

次に、「2 規則改正について」の(1)でございますが、「川崎市子ども夢パーク条例」、第10条第1項におきましては「発表会、研修会、講演会等のために夢パークの施設(委員会が別に定める施設に限る。)の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。」と規定しております。

また(2)といたしまして、「同条例の施行規則」第7条におきまして「条例第10条第1項に規定する夢パークの施設は、次のとおりとする。」とし、「独占利用を許可する施設」を表のとおり定めております。

次に(3)でございますが、改修工事を行ったスペースは、諸室として利用が可能であり、他の諸室と同様に発表会の利用を行うなど、独占利用を行うことも見込まれます。

したがって、諸室としての位置づけを明確にし、より一層の利用を促進していくため、「同条例の施行規則」、第7条の表中に、今回改修工事を行ったスペースを「多目的ホール1・2」として追加することとしたものでございます。

1枚ページをおめくりいただきまして、「3 改修工事の概要等」、でございますが、(1)に改修工事前後の写真、(2)に改修工事の概要を掲載しております。

説明につきましては、以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「独占利用を許可する施設の増設を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第7条の表の改正でございますが、多目的ホール1及び2を独占利用を許可する施設に追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を令和3年5月1日とするものでございます。

議案第3号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

議案第3号資料のほうの2ページ目、(2)改修工事の概要の二つ目のポツ、工期のところでは令和2年4月から9月末とございます。これを見ますと、工事が終わったのが去年の9月末ということだと思っておりますが、半年以上たった今のタイミングでのこの制定という理由を教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【豎月生涯学習推進課担当課長】

夢パーク自体は、それぞれの部屋を含めて施設全体が無料で自由に出入りできるようになっておりまして、これまでは多目的ルーム自体も同様の仕様、つまり自由に出入りできるというようにしてございましたけれども、5月以降、主催事業等において、独占的な利用をする可能性が出てきたということもございまして、今回、こういう形で付議をさせていただきましたという次第でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

10 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 令和3年第1回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 令和3年第1回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、報告事項No. 2「令和3年第1回市議会定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料をごらんください。

なお、本件資料一式につきましては、川崎市議会ホームページで公開しているものなどから抜粋、加工したものとなっております。

初めに、表紙をおめくりいただき、資料2ページ目をごらんください。「令和3年第1回市議会定例会議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和3年2月15日から3月19日まで開会されました市議会定例会において提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会関係の議案といたしましては、議案第4号「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」、4ページをごらんいただきまして、第28号「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」、さらに8ページをごらんいただきまして、第80号「令和2年度川崎市一般会計補正予算」の3議案でございます。

こちら、3月19日の本会議におきまして採決が行われまして、結果につきましては、いずれの議案につきましても、原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただいて9ページをお開きください。「令和3年第1回市議会定例会代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、3月1日、2日の二日間で行われまして、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。

このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしております、一部御紹介いたしますと、自民党からの質問といたしましては、「少人数学級の取組について」、「GIGAスクール構想推進事業について」、「選択登校制について」などの質問がございました。

さらに、11ページから16ページまで、こちらにつきましては、それぞれ公明党、みらい、共産党の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、17ページをごらんください。「令和3年第1回市議会定例会予算審査特別委員会発言一覧」についてでございます。資料は、予算審査特別委員会の開催日ごとに、会派名、委員名と質問要旨を記載した一覧になっておりまして、予算審査特別委員会は、3月8日から3月11日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対して、25人の委員から、ごらんの34の質問がございました。なお、これらの質問や答弁につきましては、川崎市議会のホームページに、詳細な会議録が公開されておりますので、御案内をさせていただきます。

以上で、令和3年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は令和3年第1回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会への質問要旨の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項N o. 2は承認といたします。

報告事項N o. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項N o. 3 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは引き続き、御説明させていただきます。

報告事項N o. 3「市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料の表紙をおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。本日は、前回御報告しました、令和3年1月26日開催の教育委員会定例会以降に、文教委員会に附託及び審査されました請願・陳情の件につきまして、御報告を申し上げます。

さらに1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。こちらのページの一番上、陳情第67号「多摩区役所生田出張所仮庁舎に図書館開設を求める陳情」でございますが、本件につきましては、その二つ下、陳情第73号「川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情」と内容が重複することから、同年1月28日に併せての審査となりました。

審査の結果でございますが、委員から「図書館機能の充実という面では理解するが、その上で、今後の市民館・図書館の在り方の策定後の展開を見ていかななくてはならない」といった意見や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針の策定作業を進めているさなかで、市の施設全体の資産保有の最適化に向けた動向も見る必要がある」などの御意見がございまして、陳情第67号、陳情第73号ともに不採択となりました。

続きまして、ページの上から2番目、請願第20号「子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願」、でございますが、こちらは2月12日に審査となりました。

審査の結果でございますが、委員から「段階的に35人に引き下げる義務標準法改正案が閣議決定され、教員、教室の確保など現実的な問題があるため、段階的に進めていくべき」などの意見から不採択となりました。

ただいま御説明いたしました3件の請願・陳情につきましては、4ページから8ページに本文がございますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、ページの一番下、陳情第80号「コロナ感染症から学校と教育を守ることを求める陳情」が2月12日に提出され、文教委員会に同日附託されました。

陳情の概要について御説明いたしますので、9ページをごらんください。陳情事項といたしま

しては、1、学校で児童生徒や教職員の感染者等が発生した場合、PCR検査を「濃厚接触者」だけに限定せず、必要な子どもと教職員が受けることができるようにし、無症状の感染者を把握・保護すること。2、学校において感染者が出た場合の、校内の消毒作業についての詳細なマニュアルを再度、各学校に発出すること。必要に応じて消毒作業を指揮するスタッフを派遣し、教職員の2次感染を防ぐこと。3、必要なスクール・サポート・スタッフを追加配置し、教員の消毒業務負担を軽減すること。4、中学校において、感染リスクの高いトイレの清掃を生徒に行わせている。少なくとも非常事態宣言が出ている間、トイレなど衛生面での注意が必要な場所については、大人が消毒・清掃作業を行い、生徒に清掃はさせないこととさせていただきます。

ただいま御説明いたしました陳情第80号につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は前回の報告以降に文教委員会に附託された請願・陳情書で、今後審査されるものでございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

何かお気づきの点がございましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

報告事項No. 4 令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」についての説明を、庶務課長、お願いします。

【日笠庶務課長】

それでは、引き続きまして、報告事項No. 4「令和2年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」、御説明いたしますので、資料をごらんください。

資料1枚目は実施結果となりますけれども、1枚おめくりいただきまして、受験案内1ページ目をごらんいただいて、日程のほうから再度確認させていただきたいと思います。

学芸員の採用選考につきましては、「埋蔵文化財」の選考区分により、令和3年2月3日から19日までを受付期間とし、第1次選考については、令和3年3月7日、日曜日に、第2次選考については、3月28日、日曜日に、それぞれ実施したところでございます。

資料1枚目にお戻りいただきまして、応募状況から実施結果でございますけれども、まず、応募状況でございますけれども、「1名」の募集に対しまして、「1名」の申込みがございました。

第1次選考、第2次選考の受験状況は資料に記載したとおりとなっておりますけれども、お申込みをした1名の方が、選考の結果、最終合格者となっております。

選考結果につきましては、令和3年4月2日、金曜日、最終合格者に対して結果を通知するとともに、川崎市教育委員会のホームページに、最終合格者の受験番号を掲載したところでございます。

この最終合格者につきましては、5月1日に採用となります。配置については当初受験案内に記載しているとおり、生涯学習部文化財課となります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

ここで10分程度の休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、10分間休憩いたします。

再開は16時16分頃としたいと思います。休憩いたします。

(16時06分 休憩)

(16時16分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第4号 川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

なお、議案第4号は、令和3年第2回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

「議案第4号 川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案第4号「川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例廃止の概要につきまして、健康給食推進室担当課長から御説明申し上げます。

【大島健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室でございます。

「川崎市学校給食物資購入資金条例」の廃止の概要につきまして御説明いたしますので、「議案第4号資料」をごらんください。

初めに、「1 川崎市立学校給食物資購入資金」についてでございますが、「川崎市立学校における給食用物資購入の資金に充てる」ことを目的に、令和2年度まで給食用物資購入を担っていた「公益財団法人川崎市学校給食会」を貸付けの相手方とし、給食用物資購入の資金の不足が見込まれ、特に必要があると認められる場合に、「9,000万円以内」を「無利子」で貸付けるものとしてきたところでございます。

次に、「2 廃止の理由」でございますが、令和2年度までは、保護者から徴収した学校給食費を、給食会において給食用物資を購入する際の前原資としており、当該資金の残高は、学校給食費の徴収状況に影響され、給食用物資購入に係る費用の支払いにあたりまして、当該資金が不足するおそれがありました。

そのため、給食用物資購入の資金の不足が見込まれ、特に必要があると認められる場合に「川崎市立学校給食物資購入資金」を貸付けるものとしてきたところでございます。

しかしながら、令和3年度に、学校給食費を公会計化したことに伴い、給食用物資の購入につきましては、本市が委託することにより実施し、本市が委託事業者に対して、給食用物資購入の資金不足が発生しないよう、当月分の委託料を概算払いにより、当月中に支払うことといたしました。

これにより、川崎市立学校給食物資購入資金を設置する必要がなくなりましたことから、設置根拠となっている「川崎市学校給食物資購入資金条例」を廃止するものでございます。

なお、2ページには「川崎市学校給食物資購入資金条例」を、3ページから4ページには「川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則」を、それぞれ添付しておりますので、後ほどごらんいただきたく存じます。

健康給食推進室からの説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが「川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止するため、この条例を制定するもの」でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

こちらの条例案につきましては、6月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

なお、この条例案は市議会において可決後に、速やかに公布され、施行されますが、この条例廃止に伴い教育委員会規則も廃止する必要がございますことから、条例の公布日と同じ日に公布し、その日から施行する必要がございます。

よって、この条例が市議会において可決後に、この条例廃止に伴い廃止する教育委員会規則につきましては、教育長が臨時に代理して手続をさせていただく予定でございます。

議案第4号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

条例が廃止された後、この9,000万円はどうなるのですか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【大島健康給食推進室担当課長】

この9,000万円については、必要なものではないので、今後、予算に計上されません。ただし、今年度より、川崎市の歳出予算として年間の給食物資の予算として、約58億円、この中から毎月ごとに必要な額を委託業者に概算払いをして、その中からお肉屋さんとか野菜屋さんとか八百屋さんとかにお支払いをしていくような形になります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(16時23分 閉会)